

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 217 回国会法律案等 N A V I 「令和 7 年給特法等改正案」
著者 / 所属	竹内 健太 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	474 号
刊行日	2025-4-14
頁	85-89
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和7年給特法等改正案

政府は、令和7年2月7日、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」(閣法第9号)(以下「改正案」という。)を閣議決定し、同日、国会に提出した¹。政府は改正案について、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、①公立の義務教育諸学校等²における働き方改革の一層の推進、②組織的な学校運営及び指導の促進、③教員の処遇の改善を図るためのものと説明している³。

本稿では、改正案の提出に至るまでの主な経過、改正案の概要、主な論点を紹介する⁴。

1. 改正案の提出に至るまでの主な経過

令和6年8月29日、文部科学省は、中央教育審議会の答申⁵等を踏まえ、7年度に教職調整額⁶を現行の4%から13%に引き上げることを内容に含む概算要求を公表した。これに対し、財務省は11月11日、文部科学省の要求の問題点を指摘するとともに、教職調整額について、①働き方改革の進捗(時間外在校等時間⁷の縮減等)を確認した上で10%を目指して段階的に引き上げること、②10%に達する際に所定外の勤務時間に見合う手当に移行すること等を提案した⁸。一方、文部科学省は翌12日、これに反論する資料を公表した⁹。

その後、12月24日、財務大臣と文部科学大臣との間で、教職調整額の10%への(段階的な)引上げ等を内容とする「教師を取り巻く環境整備に関する合意」(以下「両大臣合意」という。)が交わされた。また、同月27日に閣議決定された令和7年度予算では、①教職調整額の5%への引上げ(8年1~3月分)、②義務教育等教員特別手当の見直し、③教職員定数の改善など、両大臣合意に基づく予算が計上された(教職調整額の段階的引上げのイ

¹ 本稿は令和7年3月18日までの情報を基に執筆している(URLの最終アクセスの日付は、いずれも同日)。なお、題名の給特法は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の略称である。

² 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園

³ 文部科学省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要」

⁴ 令和6年11月までの主な経過及び主な論点については、竹内健太「教員の働き方や処遇をどのように改善していくかー令和7年給特法改正案の主な論点ー」『立法と調査』第471号(令6.12)64~78頁を参照のこと。なお、主な論点については、一部重複がある。

⁵ 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」(令6.8.27)(以下「中教審答申」という。)

⁶ 給特法に基づき、公立学校の教員には、時間外勤務手当等を支給しないとされる一方で、勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものとして、給料月額4%に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならないとされている。

⁷ 「在校等時間」(休憩時間等を除く在校している時間等)から「所定の勤務時間」を除いたもの

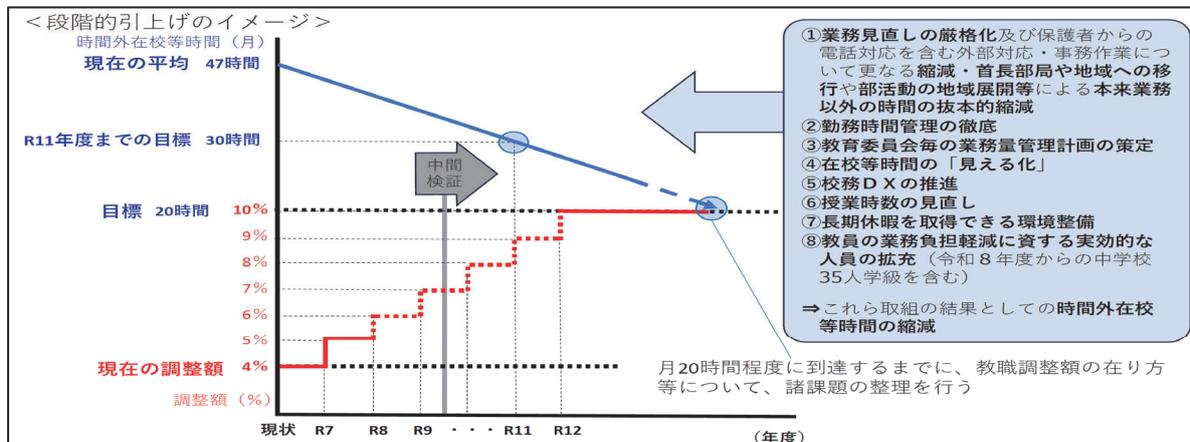
⁸ 財務省「文教・科学技術」(財政制度等審議会財政制度分科会(令6.11.11開催)資料2)(以下「財政審資料」という。)19~21頁

⁹ 文部科学省「財政制度等審議会財政制度分科会(令和6年11月11日)資料についての文部科学省の見解(義務教育関係)」(令6.11.12)(以下「文科省見解」という。)

メージは図表を参照)。

上記の経過を経て、改正案が国会に提出された。

図表 教職調整額の段階的引上げのイメージ



(注) 両大臣合意では、「中間段階(令和9年度以降)で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する。」とされた。

(出所) 財務省「令和7年度文教・科学技術予算のポイント(概要)」2頁に(注)を加筆

2. 改正案の概要

改正案は、(1) 学校における働き方改革の一層の推進、(2) 組織的な学校運営及び指導の促進、(3) 教員の処遇の改善を主な内容とする(施行日は(1)・(2)が令和8年4月1日、(3)が同年1月1日)。

(1)について、教育委員会及び学校における実施の確保のための措置が盛り込まれた。具体的には、①教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けるとともに、計画とその実施状況について総合教育会議¹⁰への報告を義務付けることとされた。また、②公立学校に対し、学校評価¹¹の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、①の計画に適合するものとなることを義務付けるとともに、学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)については、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされた。

(2)について、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとされた。

(3)について、①教職調整額を給料月額額の4%から暦年で1%ずつ(令和8年は5%、9年は6%…)段階的に引き上げ、13年から10%にするとされた。また、検討条項も置か

¹⁰ 地方公共団体の長及び教育委員会により構成され、地方公共団体の長が招集する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている。

¹¹ 学校教育法において、小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないとされている(幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用規定あり)。

れた（後述）。なお、幼稚園の教員に係る教職調整額については現状維持（4%）とされるところとともに、指導改善研修¹²を受けている教員には教職調整額を支給しないこととされた。また、②義務教育等教員特別手当（義務教育諸学校等に勤務する全ての教育職員に対して本給の1.5%程度の定額を支給）¹³について、校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとされた。なお、令和7年度予算では、8年1月からこれを本給の1.0%程度の定額とするとともに、学級担任に月額3,000円を加算するとされた。

3. 主な論点

（1）総論

ア 給特法の在り方

給特法では、原則として時間外勤務を命じないこと等とされているものの、依然として、時間外在校等時間が長時間に及ぶ教員も多く存在する¹⁴。こうした中、現行の給特法の枠組みの下では長時間勤務の実態は解消されないとして、その抜本的な見直し（廃止を含む。以下同じ。）を求める意見があり¹⁵、財政審資料でも「やむを得ない所定外の勤務時間にはそれに見合う手当を支給することが、教職の魅力向上につながるのではないか」との見解が示された。最終的には教職調整額の引上げが財務大臣・文部科学大臣間で合意され、改正案に盛り込まれることとなったが、なぜ給特法の抜本的な見直しではなく教職調整額の引上げを行うこととされたのか、その理由を明らかにする必要がある。

イ 時間外在校等時間に関する目標と給特法の更なる見直しに向けた議論

両大臣合意では、令和11年度までに平均の時間外在校等時間を月30時間程度に縮減する（約3割減）との目標が明記されたところ、目標達成に向けた工程表の作成を求める意見がある¹⁶。また、中教審答申では、「将来的には、教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指」すとされたところ、両大臣合意では、月30時間程度に縮減する目標の達成期限は明記されたものの、月20時間程度に縮減する達成期限は明記されなかった。月20時間程度や更なる縮減に向けた道筋についても、可能な限り具体的に示す必要がある。

さらに、両大臣合意では、「将来の給特法及び教職調整額のあり方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月20時間程度に到達するまでに、幅広い観点から諸

¹² 指導が不適切であると認定された教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修が実施されている。教育公務員特例法に規定されている。

¹³ 昭和49年に制定された人材確保法（学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法）を踏まえ、昭和50年に創設された。なお、支給内容については、義務教育費国庫負担金算定上の内容であり、実際の支給額等は各都道府県等の条例等により定められている（以下、手当に関する記載について同様）（中教審答申参考資料集143～144頁）。

¹⁴ 例えば、令和5年度の1年間を通じた、教諭の時間外在校等時間が月45時間超の割合は、小学校が約24.8%、中学校が約42.5%に上る（文部科学省「令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】」（令6.12）5～6頁）。

¹⁵ 関連する記事として、嶋崎量「給特法「改正」法案は、働き方「改悪」です！」『Yahoo!ニュース』（令7.3.1）<<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/6854beb7f3477bf47f23f2915823733b568a9ece>>

¹⁶ 「残業削減の必要性訴え」『日本教育新聞』（令7.2.10）

課題の整理を行う」とされたが、月20時間程度を達成できない状態が長く続く（目標がいつまでも達成されない）場合においてこそ、給特法及び教職調整額の在り方が厳しく問われることとなるはずである。改正案に盛り込まれた措置等によっても月30時間程度や月20時間程度に縮減する目標が達成されなかった場合、いつまでに給特法及び教職調整額の在り方について検討するのか、その目途を可能な限り明らかにする必要がある。

（２）教員の処遇の改善

ア 教職調整額

改正案では、なぜ文部科学省が要求した13%ではなく10%とされたのか、なぜ令和7年度に一度に引き上げるのではなく1%ずつ段階的に引き上げる（13年から10%にすることとされたのか、理由を明らかにする必要がある。

また、改正案では、施行日以後2年を目途とした検討条項が盛り込まれ、必要があると認めるときは、教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとするとしてされた。どのような検討を行い、どのような場合に教職調整額に係る率の変更を行うのか、検討プロセスの概要をあらかじめ示す必要がある。

さらに、改正案では、幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持（4%）とされた。こうした財政措置による処遇改善が、幼稚園の教員の教職調整額を現状維持とする根拠として十分なのか確認する必要がある¹⁷。

このほか、指導改善研修を受けている教員に教職調整額を支給しないこととした根拠も明らかにする必要がある。

イ 手当の見直し

義務教育等教員特別手当に関して、学級担任には月額3,000円が加算されるものの、学級担任以外にとっては引下げとなる（2.（3）②参照）。また、令和8年1月から多学年学級担当手当¹⁸が廃止となる。教職調整額が引き上げられる一方で教員に支給される手当が縮小・廃止となると、全体として見たときに教員の処遇改善が不十分となるおそれもある。両大臣合意では、「教員特有の給与について見直しを行う」とされたところ、見直しの方向性やその規模について確認する必要がある。

（３）学校における働き方改革の推進

改正案では、教育委員会による計画の策定やその実施状況の公表等が義務付けられたが、時間外在校等時間の縮減に係る計画を（見かけ上）達成するために、学校現場において、正確な勤務時間管理がなされない、いわゆる時短ハラスメントが横行する、持ち帰り業務が発生するといった事態が生じるのであれば、本末転倒である¹⁹。計画の策定やその実施状

¹⁷ 例えば、仮に公立幼稚園の教員の給与水準やその伸びが他の学校種の教員よりも大きいのであれば、そうした数字を具体的に示していく必要がある。

¹⁸ 複式学級の担当教員が対象で、日額290円又は350円が支給されている。

¹⁹ 関連する記事として、妹尾昌俊「月30時間「残業減らす計画」公表へ、文科省と財務省の合意が学校に求めること」『東洋経済education×ICT』（令7.2.23）〈<https://toyokeizai.net/articles/-/859545>〉

況の公表等が真に学校における働き方改革に資するものとなるのか、注視する必要がある。

また、学校における働き方改革を推進するために改正案に盛り込まれた措置（2.（1）参照）に関連して、①計画やその実施状況について報告を受ける総合教育会議は、半数以上の自治体で年1回以下の開催にとどまる²⁰、②学校評価についてはそもそもその形骸化が指摘されている²¹、③学校運営協議会は設置が努力義務化されているものの6割弱の設置率にとどまる²²等の課題がある。これらの課題がある中で、どのようにして改正案に盛り込まれた措置により学校における働き方改革を推進していくのかが問われる。

（4）組織的な学校運営及び指導の促進（主務教諭の職の新設）

改正案で新設される「主務教諭」は、学校横断的な取組についての学校内外との総合的な調整（例：特別支援教育、防災・安全教育）や若手教員へのサポート等が期待されているが、学校での業務負担が「主務教諭」に集中することのないよう注視する必要がある。

また、「主務教諭」には月額6,000円程度の基本給の増加が見込まれるものの、「給与が上がることでモチベーションを高めていくよりも、授業改善に向けて教師同士が高め合うような意識や仕組みを学校組織として整える方が、教師のモチベーションを高めるやり方として健全だ。階層を増やして処遇改善をすることで、教師の質は本当に高くなるのか」と疑問を呈する意見²³や、「一般の教諭の基本給が引き下げられることが起こり得る」等として、その導入に反対する意見²⁴もある。

（5）教職員定数の改善

両大臣合意では、「財源確保とあわせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行う」とされた²⁵。高等学校段階や特別支援教育に係る学級編製の標準の引下げや定数改善を求める意見²⁶があるところ、これらに対する政府の見解を確認する必要がある。

また、令和7年度予算では、教職員定数の改善（小学校第4学年への教科担任制の拡大、新規採用教師の持ち授業時数の軽減、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充等）や支援スタッフの配置拡充等に係る費用も盛り込まれた。これらによりどの程度教員一人当たりの業務負担軽減につながるか、その効果を注視する必要がある。

たけうち けんた
(竹内 健太・文教科学委員会調査室)

²⁰ 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査（令和4年度間）」4頁

²¹ 棚野勝文「個人と教職員集団の成長を促し「やってよかった」学校評価へ」『教職研修』（令和6年12月号）90頁

²² 文部科学省「令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（概要）」3頁

²³ 「質の高い教師の確保特別部会「新たな職」の期待と疑問 主幹教諭の検証が不可欠」『教育新聞』（令6.5.16）（筑波大学教授・浜田博文氏のコメント）

²⁴ 「「主務教諭」導入見送りを」『東京新聞』（令7.2.27）（岐阜県立高校教員・西村祐二氏のコメント）

²⁵ 令和3年に行われた公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校では3年度の第2学年から学年進行で35人学級に移行している（7年度は第6学年が35人学級に移行）。

²⁶ 全国知事会「令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（令6.8.2）234～235頁